

金融経済教育推進機構に対する出資等に関する件（2月9日）

本委員会は、令和6年2月9日、金融経済教育推進機構に対する出資等に関し、下記のとおり決定した。

記

1. 本行が事務局を務めてきた金融広報中央委員会から金融経済教育推進機構に事業が移管されるにあたり、物価の安定及び信用秩序の維持に資する観点から、同機構において同委員会がこれまで実施してきた金融経済教育及び調査活動等を承継及び継続していくために必要な支援として、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書及び同法第61条の2の規定に基づく認可が得られることを条件に、次の（1）及び（2）の措置を講ずること。
 - （1）同機構発起人の本行に対する出資の募集に応じ、25百万円を出資すること。
 - （2）同機構に対し、従来同委員会の目的及び活動内容に沿った同機構の活動を対象として、毎事業年度の補助金を支出し得ることとする。
2. 1.の実施に関し、別紙1.及び別紙2.のとおり財務大臣及び金融庁長官に認可を申請すること^{注)}。
3. 1.（2）の実施に関し、2.の認可が得られることを条件に、「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日決定）を別紙3.のとおり一部変更すること。
4. 1.（1）の実施に関し、2.の認可が得られることを条件に、「会計規程」（平成10年10月9日決定）を別紙4.のとおり一部変更すること。

^{注)} 令和6年2月9日に認可を申請し、同年2月16日、認可を取得しました。

別紙 1.

(財務大臣宛認可申請書)

政策 号
令和 年 月 日

財務大臣 鈴木 俊一 殿

日本銀行総裁 植田 和男

金融経済教育推進機構への支援に関する件

今般、本行が事務局を務めてきた金融広報中央委員会（以下「委員会」という。）から金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）に事業が移管されるにあたり、物価の安定及び信用秩序の維持に資する観点から、機構において委員会がこれまで実施してきた金融経済教育及び調査活動等を承継及び継続していくために必要な支援として、機構に対し25百万円を出資すること及び毎事業年度の補助金を支出し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

別紙 2.

(金融庁長官宛認可申請書)

政策 号
令和 年 月 日

金融庁長官 栗田 照久 殿

日本銀行総裁 植田 和男

金融経済教育推進機構への支援に関する件

今般、本行が事務局を務めてきた金融広報中央委員会(以下「委員会」という。)から金融経済教育推進機構(以下「機構」という。)に事業が移管されるにあたり、物価の安定及び信用秩序の維持に資する観点から、機構において委員会がこれまで実施してきた金融経済教育及び調査活動等を承継及び継続していくために必要な支援として、機構に対し25百万円を出資すること及び毎事業年度の補助金を支出し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書及び同法第61条の2の規定に基づき、認可申請致します。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第十二章第五節の次に次の一節を加える。

第六節 金融経済教育推進機構に対する補助金の支出

(金融経済教育推進機構に対する補助金の支出)

第四十九条の八 当銀行は、第四十八条に規定する業務として、金融経済教育推進機構において金融広報中央委員会の活動を承継及び継続していくために必要な支援として、同機構に対し毎事業年度の補助金を支出することができる。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、金融経済教育推進機構が、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第九十七条第二項に基づく設立の登記により成立した日から実施する。

「会計規程」中一部変更

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

貸借対照表
第 回事業年度末（ 年 月 日現在）

(単位：円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------------------------|----|--------------|----|
| (資産 の 部) | | (負債 の 部) | |
| 代理店勘定 その他の資産 | | 略(不変) | |
| ： | | (純資産 の 部) | |
| 預貯金 保険機構出資金 金融経済教育推進機構出資金 | | 略(不変) | |
| ： | | | |
| 資産の部合計 | | 負債および純資産の部合計 | |

財産目録
第 回事業年度末（ 年 月 日現在）

日本銀行

| 科目 | 金額 | 備考 |
|---------------------------------|----|-------------------|
| (資産 の 部) | | |
| 代理店勘定 その他の資産 | | 預け先 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 |
| ： | | ： |
| 預貯金 保険機構出資金 金融経済教育推進機構出資金 | | ： |
| ： | | ： |
| 資産の部合計 | | |

以下略(不変)

(附則) この会計規程の一部変更は第140回事業年度(令和6年度)決算から実施する。